電子保証の導入について

１　趣旨

契約関係事務のデジタル化を推進するため，令和８年４月１日より電子保証を導入する。

２　内容

契約の保証及び前払金（中間前払金を含む。）の保証について，従来の書面での保証証書の提出に加えて，電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の提出を可能とする。

３　電子保証の対象案件

令和８年４月１日以降に契約締結する請負金額５００万円以上の建設工事

４　対象となる保証証書

⑴契約保証

保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証

⑵前払金保証（中間前払金を含む。）

保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による前払金保証証書

５　対象となる取扱保証機関

西日本建設業保証株式会社，東日本建設業保証株式会社，北海道建設業信用保証株式会社

※金融機関・損害保険会社の契約保証は電子化に対応しておりませんので，従来どおり書面でご提出ください。現金納付についても従来どおりの取り扱いとなります。

６　その他

・電子保証の手続き概要

⑴インターネット保証サービス（ｅ-Net 保証）から保証の申し込み

⑵西日本建設業保証株式会社から『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』メールを受信

⑶受信した『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』メールを確認後，『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』を発注者に電子メールにて提出

手続きの詳細については，西日本建設業保証株式会社広島支店（TEL：082-243-3343）にお問い合わせください。

電子証書の提出方法

1　契約保証について

⑴電子保証の手続きを行い，保証事業会社から発行された『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』（ＰＤＦファイル）を電子メールに添付し，**財政課契約係**へ送信してください。

◆財政課契約係メールアドレス：zaisei@city.miyoshi.hiroshima.jp

◆送信時のメールの件名：「【契約保証】＿〇〇工事」

⑵電子メールで提出後，作成した契約書及び提出書類を財政課契約係へ持参してください。

2　前払金保証（中間前払金を含む。）について

⑴電子保証の手続きを行い，保証事業会社から発行された『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』（ＰＤＦファイル）を電子メールに添付し，**財政課契約係**へ送信してください。

◆財政課契約係メールアドレス：zaisei@city.miyoshi.hiroshima.jp

◆送信時のメールの件名：「【前払金保証/中間前払金保証】＿〇〇工事」

注）・電子化された保証書をメールで提出することはできません。

・電子発行された保証書を書面で提出することはできません。

・書面で発行された保証書を電子化しメールで提出することはできません。
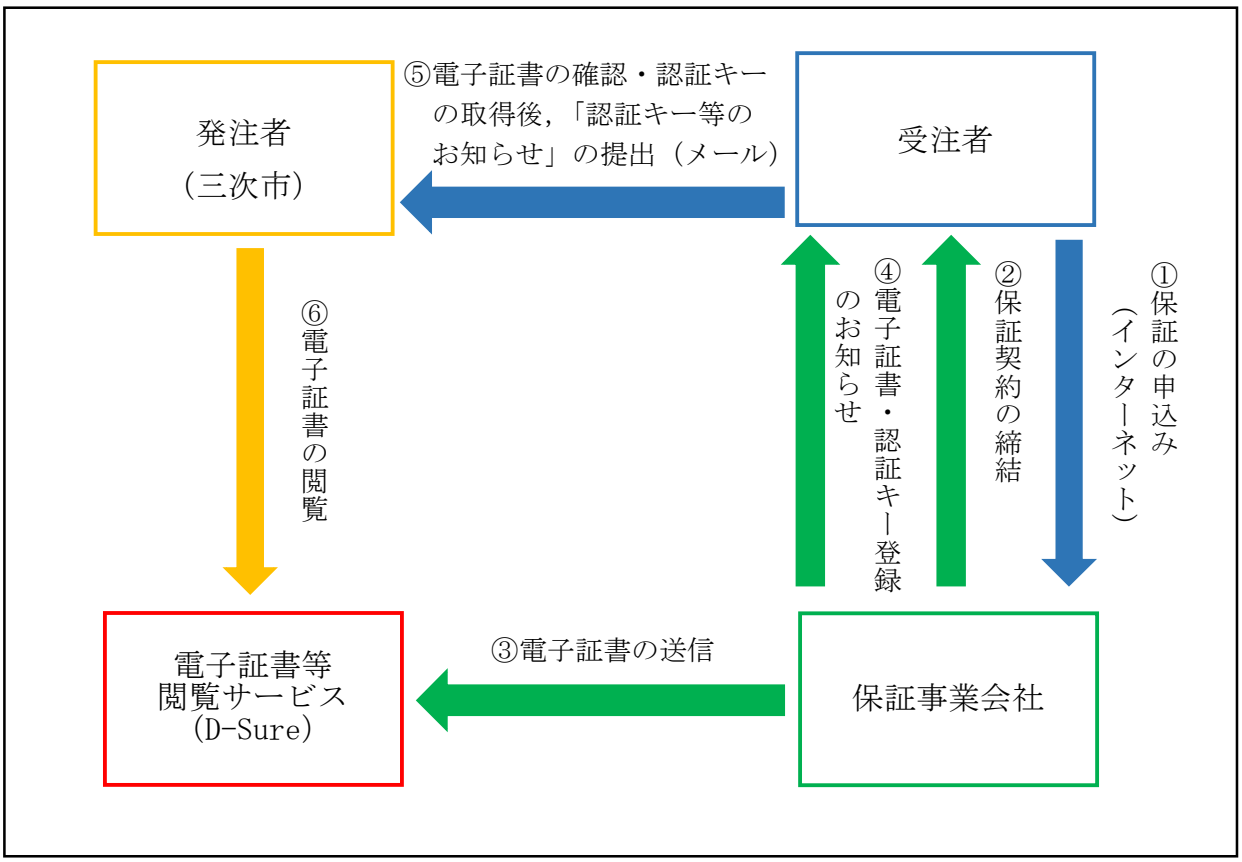
・前金払請求書（中間前払金を含む。）は従来どおり書面で工事担当課に提出してください。